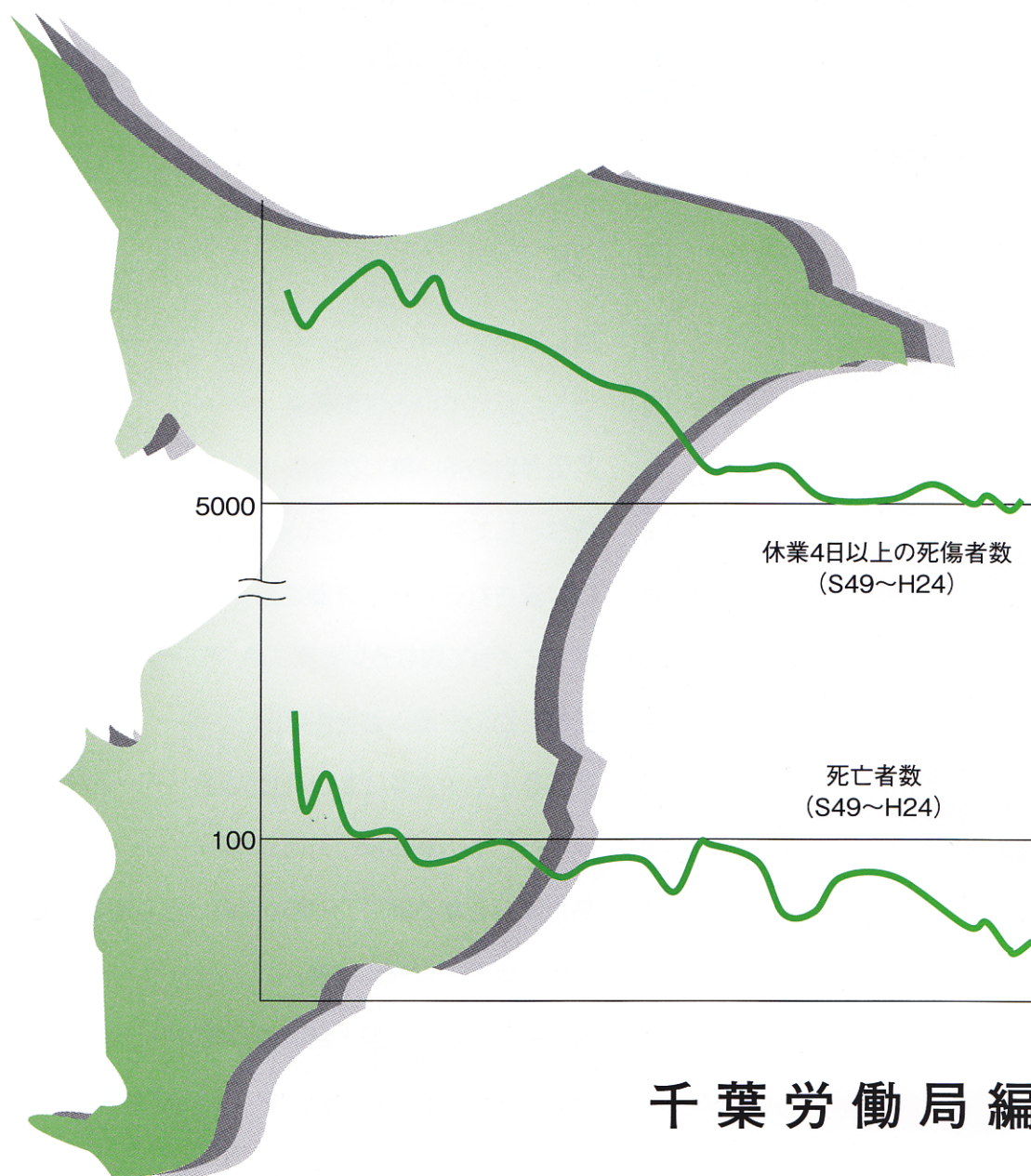
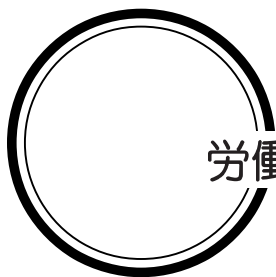


平成25年度

グラフで見る 千葉県の 労働災害の現状





労働災害の現状

平成25年度全国安全週間 7月1日～7日

スローガン

高めよう 一人ひとりの安全意識

みんなの力でゼロ災害

目次

1	はしがき	1
2	増加に転じている労働災害	2
3	死傷者数の多い第二次産業、増え始めた第三次産業 ...	4
4	依然として死亡災害の多い建設業、製造業	5
5	繰り返される在来型労働災害	6
6	業種によって異なる災害発生のパターン	8
7	監督署別の労働災害発生状況	10
8	高齢者・中小企業に多い死亡災害	11
9	依然として増加傾向の有所見率	12
10	高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等...	13
11	平成24年の主な死亡災害	14
12	参考資料（事故の型・起因物分類コード表）	17
	千葉労働局 第12次労働災害防止計画の概要	20

全国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向しているものの、平成22年、平成23年と連続して増加に転じ、このような事態は33年ぶりです。また、平成24年も、死傷災害が前年同期比1.4%増の119,576件と憂慮に堪えない状況です。死亡災害についても、前年同期比5.4%増の1,058件（速報値）となり、増加に転じました。一度に3人以上の労働者が死傷する重大災害についても、前年同期比8.5%増の267件（速報値）と増加しています。

千葉県内における労働災害については、平成24年は死傷災害が前年比4.2%増の5,130件となりました。従来から災害の多かった製造業及び建設業は、長期的にみると減少傾向を示していますが、第三次産業、とりわけ社会福祉施設での転倒、腰痛といった従来はあまり発生していなかった労働災害が大幅に増加しています。

死亡災害については、前年比9.1%増の36件となり、こちらも増加に転じました。製造業でのはさまれ・巻き込まれ災害、建設業での墜落・転落災害、運輸交通貨物業での交通事故といった従来からみられる災害で半数を占めています。

労働者の健康状況については、定期健康診断の結果、49.3%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、肝機能、血圧等にかかる有所見率が高くなっています。

更に、平成24年度における過重労働等を原因とした精神障害及び脳・心臓疾患に係る労災請求件数も依然として高い水準となっています。

今年度から、新たに平成29年度までの第12次労働災害防止計画が始まります。千葉労働局でも同計画を策定し、「誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために」をキャッチフレーズに展開していくこととなります。近年、第三次産業において死傷者が増加しており、これらの業種も重点的に労働災害防止対策を講じていくこととなります。

これらのことを踏まえ、次年度の主要対策は以下のとおりとなっています。

＜平成25年度主要対策＞

1 減少傾向を示さない業種、重点業種における労働災害防止対策

- ・ 建設業、食料品及び金属製品製造業に対する労働災害防止対策
- ・ 第三次産業に対する労働災害防止対策
- ・ 陸上貨物運送事業に対する労働災害防止対策

2 安全衛生総点検の実施

安全衛生管理、安全衛生活動等の見直しを促すきっかけとなる重要な点検と位置付け、あらゆる機会を通じ、点検を実施するよう呼びかけます。

3 労働者の健康確保対策

- ・ メンタルヘルス対策
- ・ 化学物質や石綿による健康障害防止対策
- ・ じん肺、熱中症、腰痛予防対策、受動喫煙防止対策

これらの対策を強力に推進するためには、労使をはじめ県民の皆様の御理解と御協力が何よりも不可欠なものとなっています。

この冊子が労働災害、健康障害を防止するための一助になれば幸いと存じます。

2

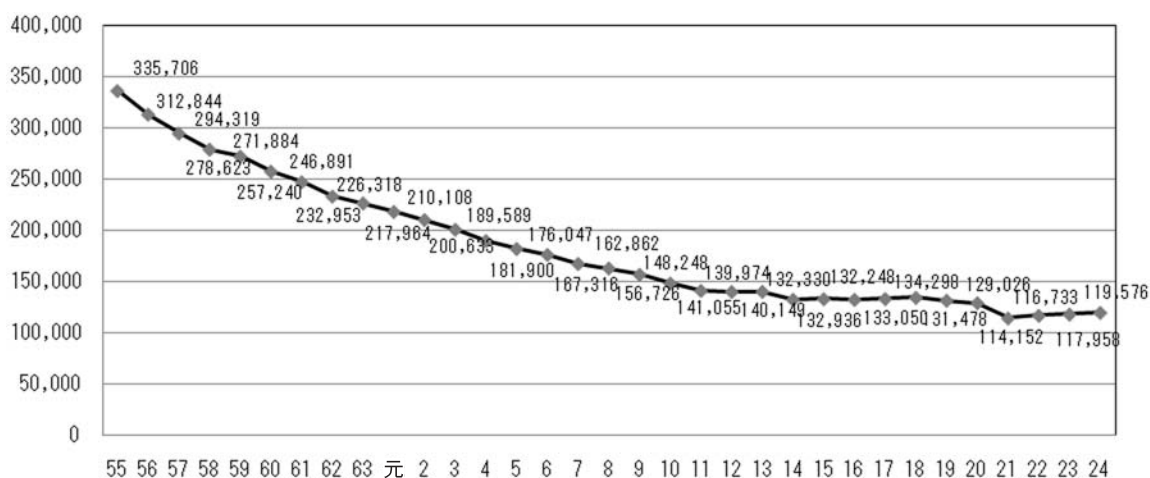
増加に転じている労働災害

1. 全 国

労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昭和36年の481,686人（休業8日以上之死傷者数）をピークとして減少してきました。しかし、近年は減少傾向に陰りもみられ、遂には増加傾向になっています。

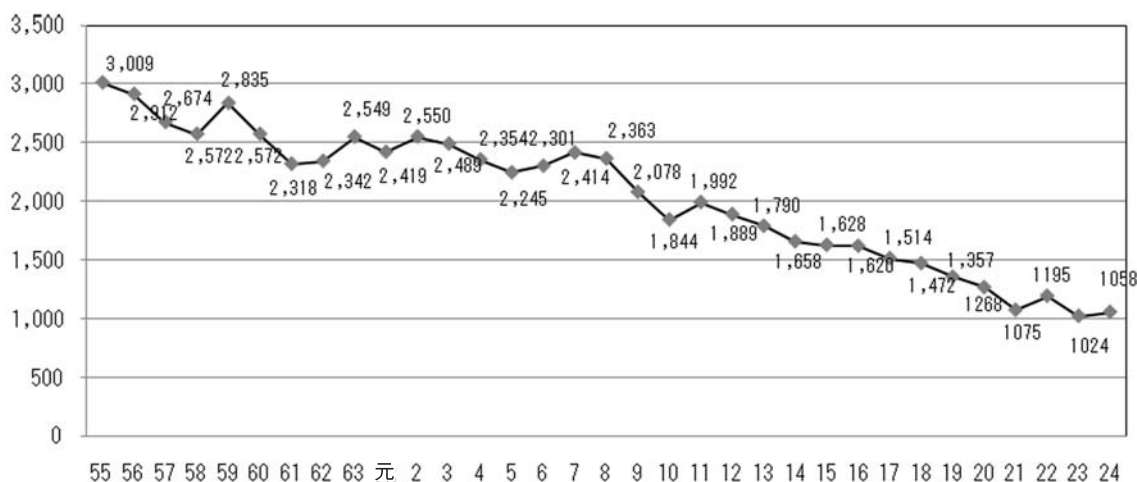
死亡災害は、平成23年に過去最少となりましたが、平成24年は増加に転じています。

全国における死傷者数の推移（全産業）



（注）平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告による。
平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害を除く。

全国における死亡者数の推移（全産業）



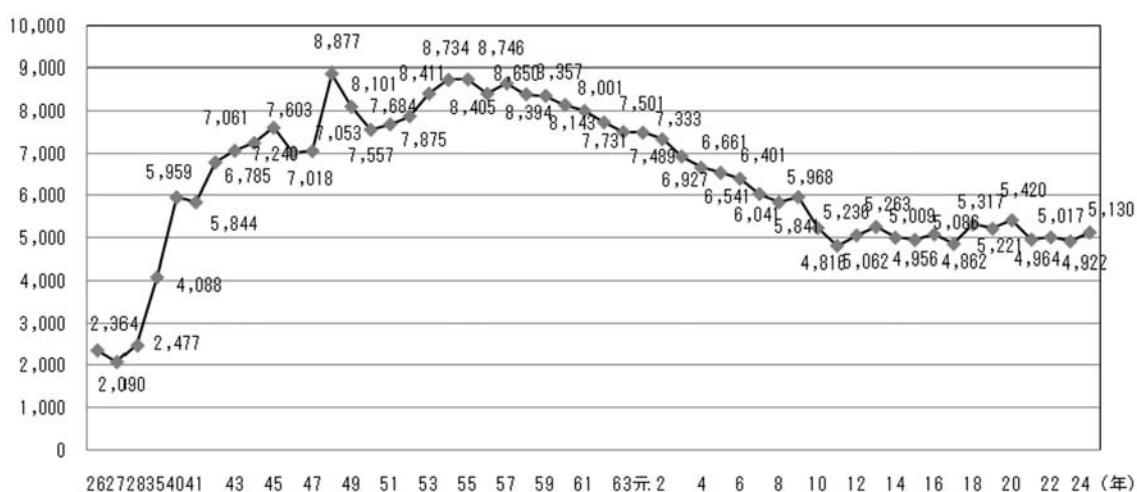
（注）平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害は除く。
平成24年は速報値である。

2. 千葉県内

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成23年は労働安全衛生法施行（昭和47年）以来、最少となりました。しかし、平成24年は増加し、再び5000人を超える死傷者数となりました。

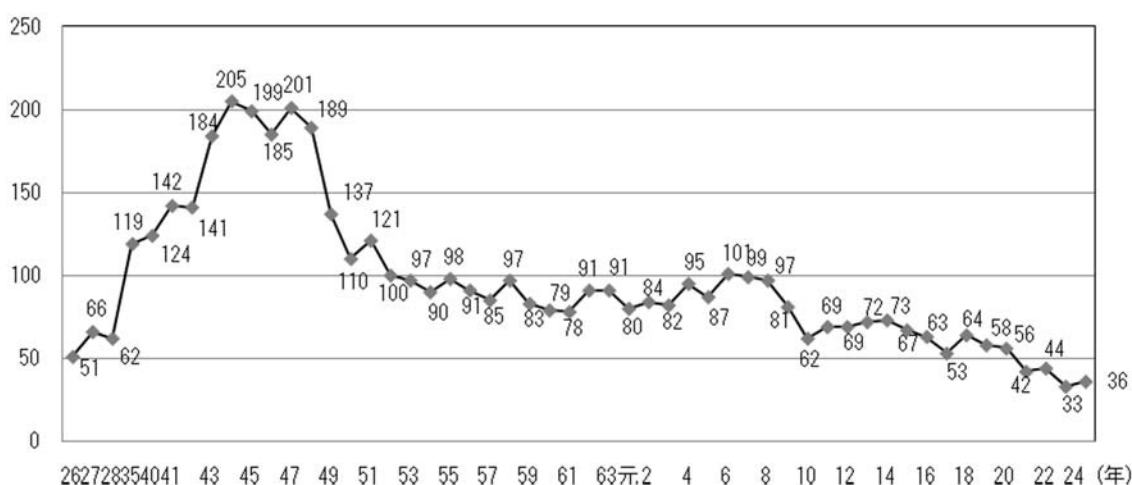
死亡者数は、昭和40年代の200人前後から、昭和50年代には100人を割り込むこととなり、その後も減少傾向を示しています。しかし、平成24年は前年比3人増となりました。

千葉県における死傷者数の推移（全産業）



(注) 昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。
平成9年までは労災給付データ、平成10年以降は労働者死傷病報告による。

千葉県における死亡者数の推移（全産業）



③

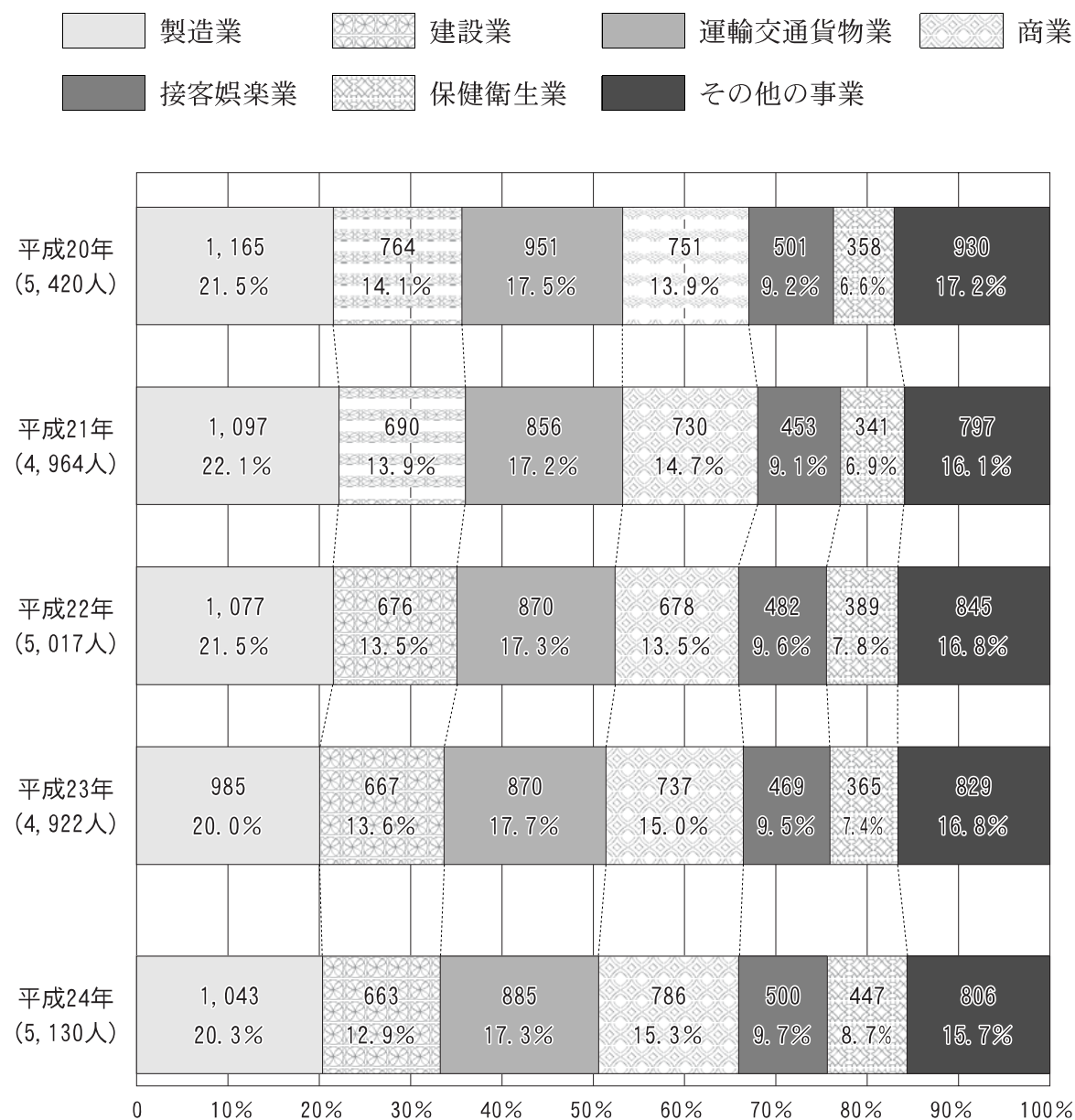
死傷者の多い第二次産業、増え始めた第三次産業

平成24年は、前年と比べ208人（4.2％）減少し、再び5,000人を上回りました。

業種別では、平成24年も例年どおり製造業、建設業、運輸交通貨物業の3業種（2,591人）が全産業の半数以上（50.5％）を占めています。

近年、第三次産業は増加傾向であり、特に社会福祉施設（保健衛生業のうちの業種）では、324人で前年に比べ34.4％増となっています。

業種別・年別死傷者数



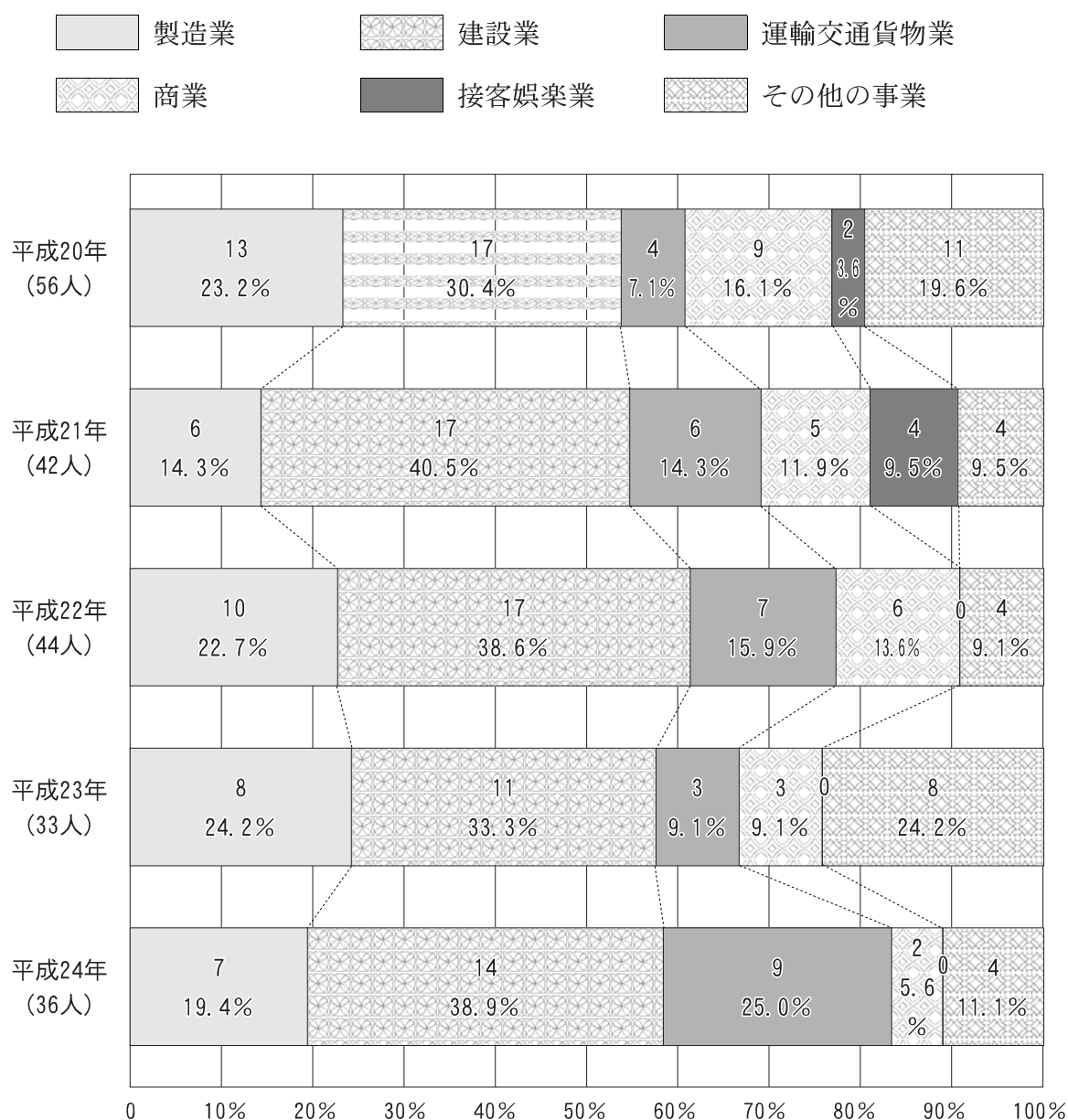
（注）運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

4 依然として死亡災害の多い建設業、製造業

平成24年の死亡災害は前年より3名増加しました。中でも、運輸交通貨物業で大幅な増加となり、交通事故による災害で半数以上を占めています。

また、全産業における建設業の占める割合は38.9%、製造業の占める割合は19.4%でこの2業種で58.3%に達しています。

業種別・年別死亡災害発生状況



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

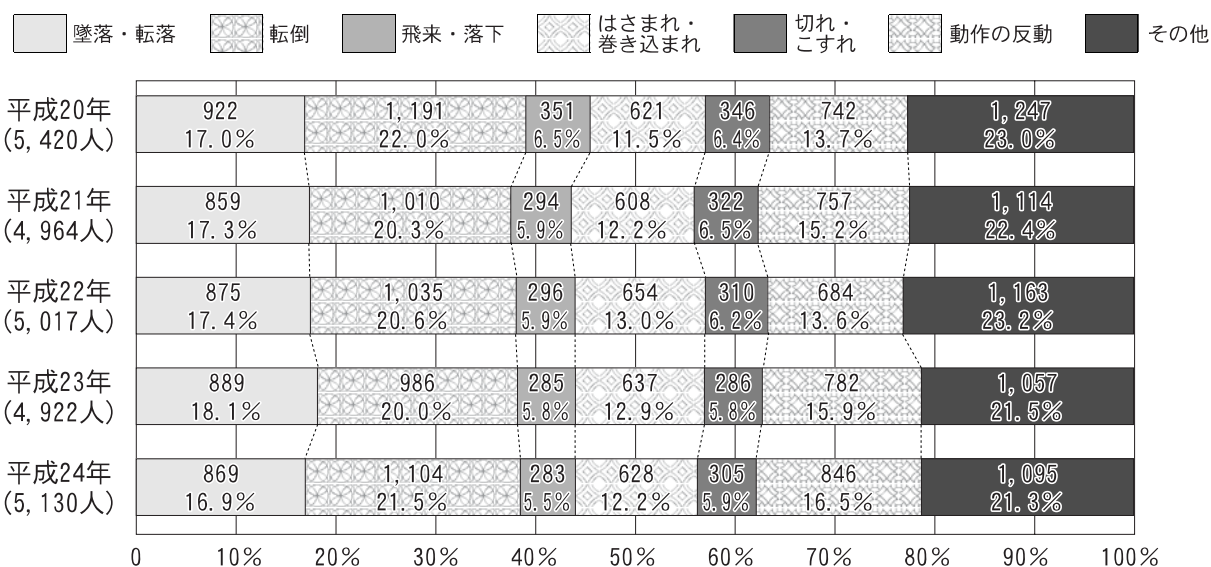
5 繰り返される在来型労働災害

1. 死傷災害

平成24年における千葉県内の死傷者数を事故の型別でみると、墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれで全体の50.7%を占めています。また、動作の反動による災害が増加傾向にあります。

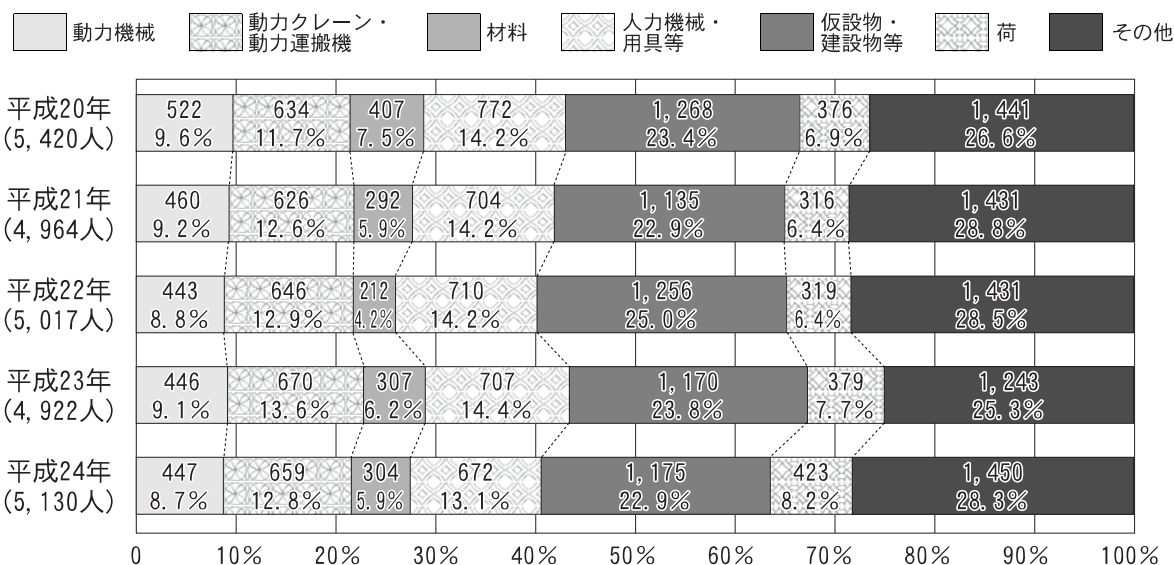
起因物別では、仮設物・建築物等、人力機械・用具等、動力クレーン・動力運搬機で全体の半数近い割合を占めています。

事故の型別死傷災害発生状況



※ 事故の型別分類は18, 19ページ参照

起因物別死傷災害発生状況



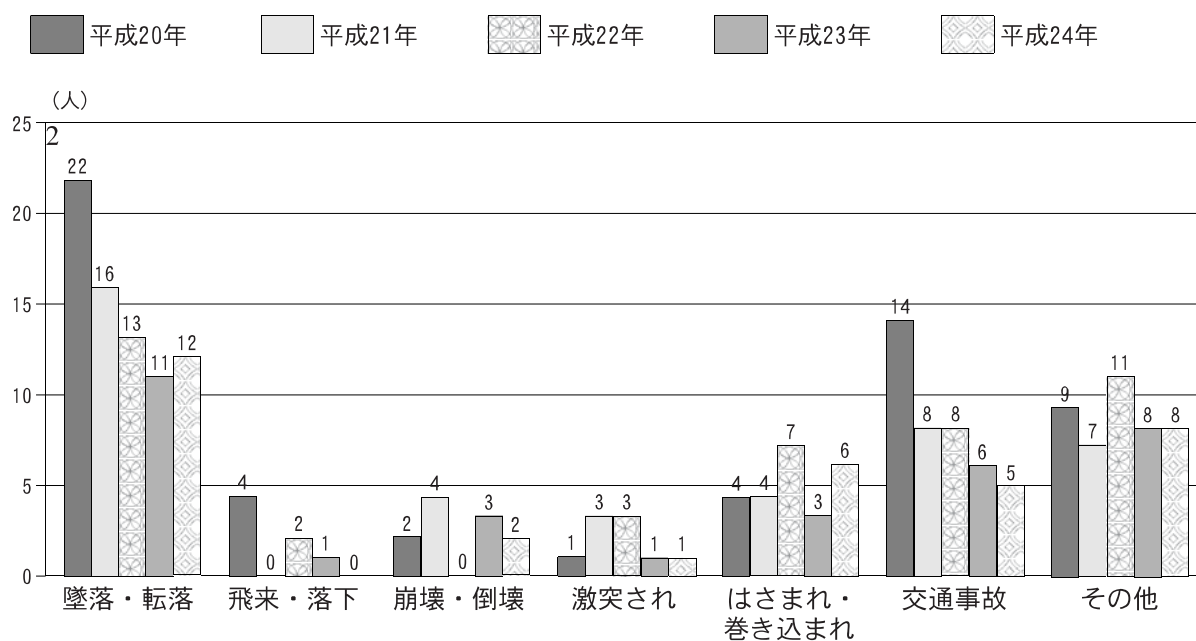
※ 起因物分類は20ページ参照

2. 死亡災害

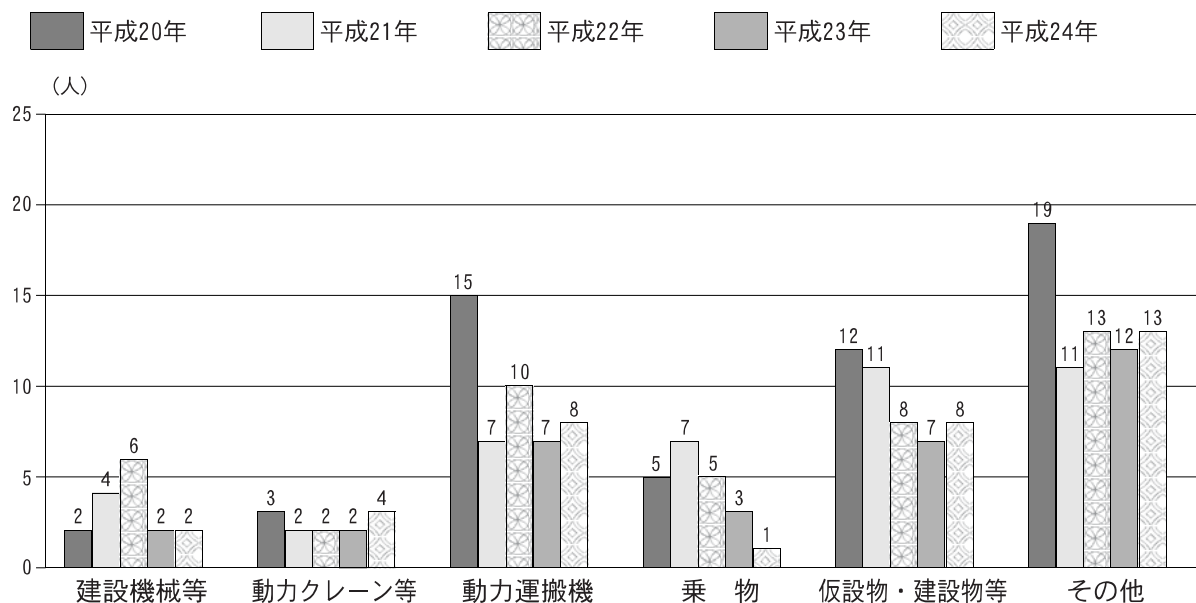
事故の型別については、墜落・転落が依然として高い割合を占めています。交通事故による死亡災害は減少しつつあります。

起因物別では、仮設物・建築物等と動力運搬機が依然として高い割合を占めています。

事故の型別・年別死亡災害発生状況



起因物別・年別死亡災害発生状況

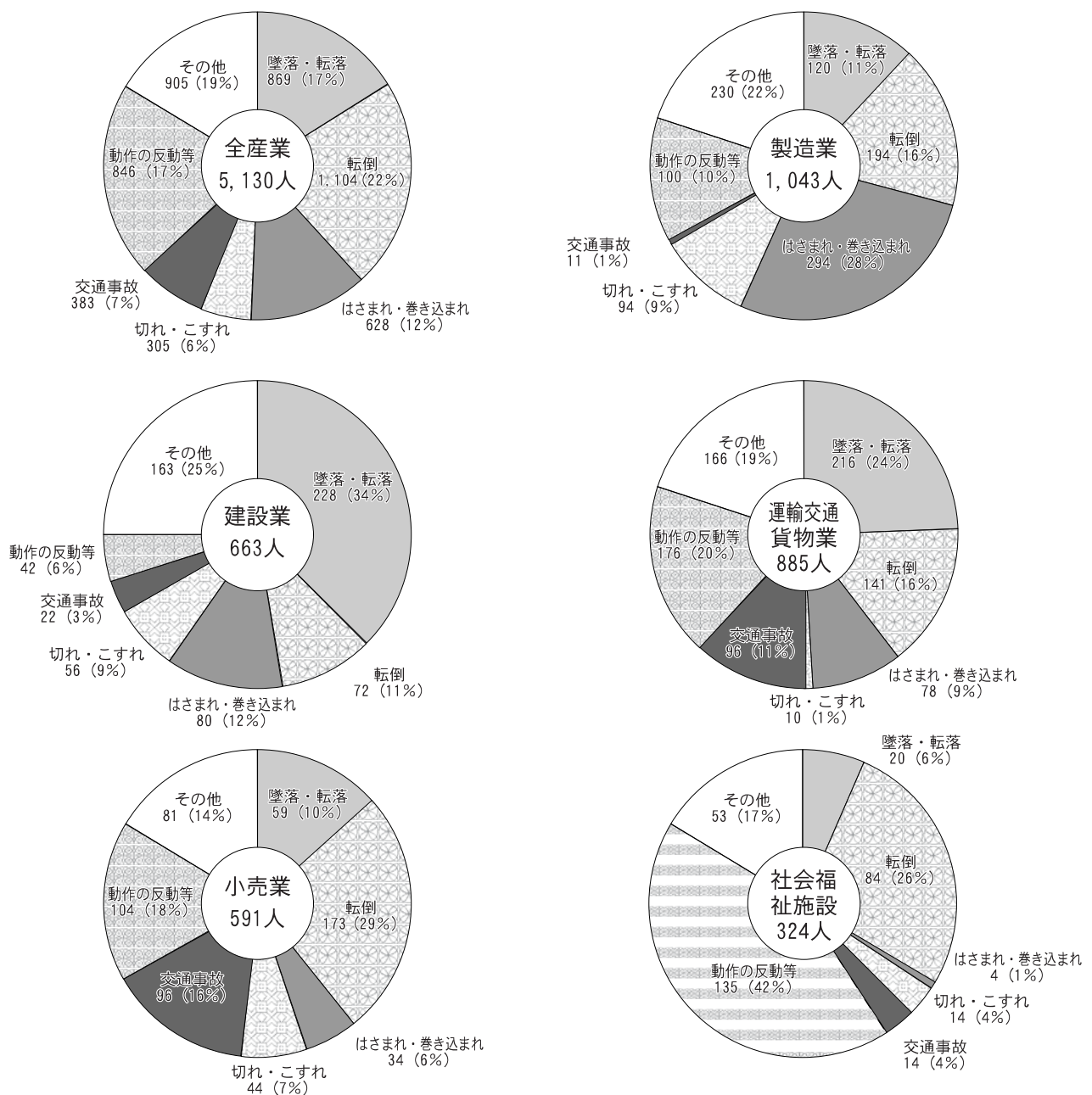


⑥ 業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

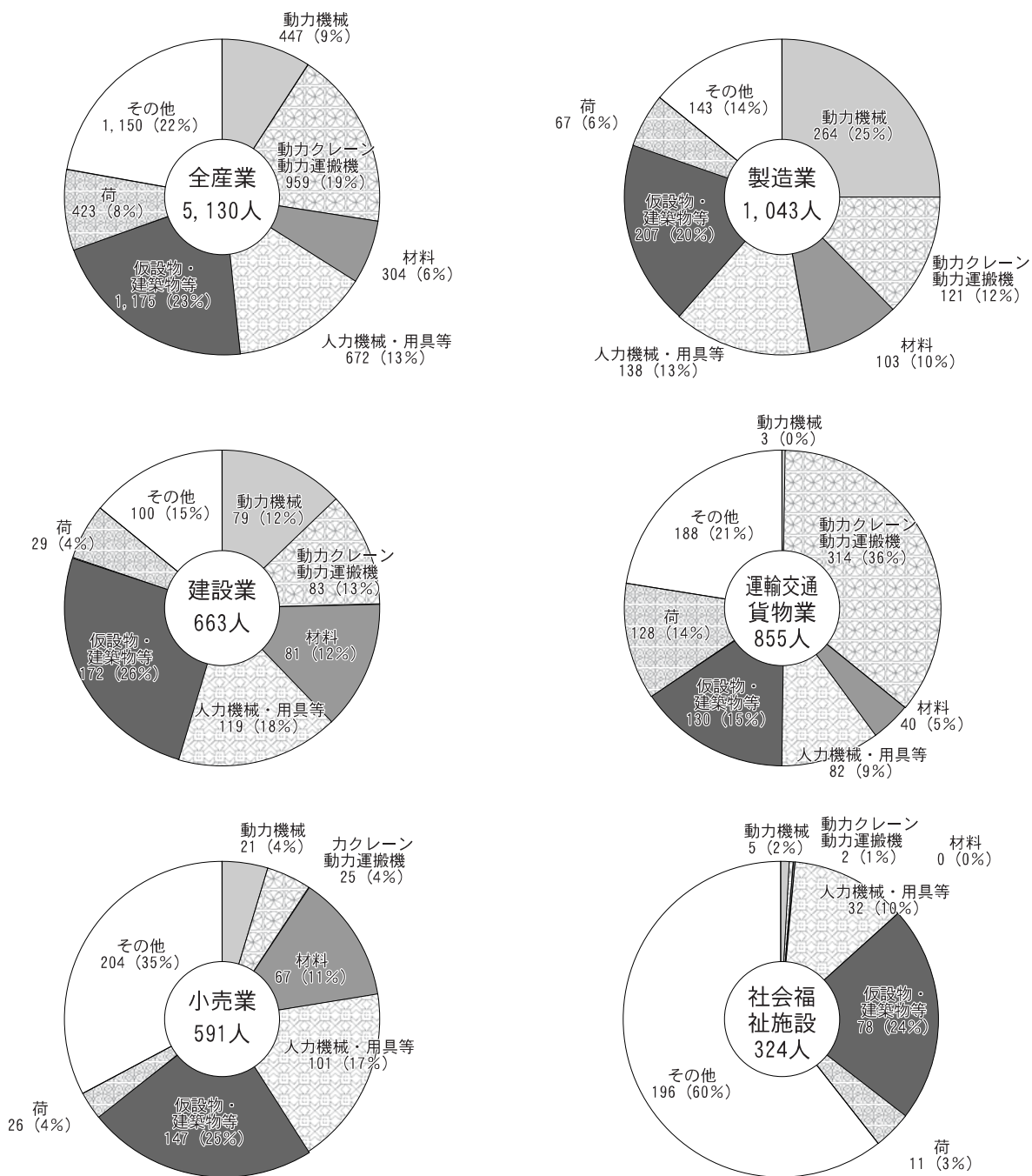
製造業では、食品加工用機械や金属加工用機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害、建設業では、建築物等からの墜落・転落災害、運輸交通貨物業では、荷台等からの墜落・転落災害、小売業では、作業面や通路での転倒災害、社会福祉施設では、介助中等の動作の反動による災害が多く占めています。

1. 事故の型別



(注) 運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

2. 起因物別



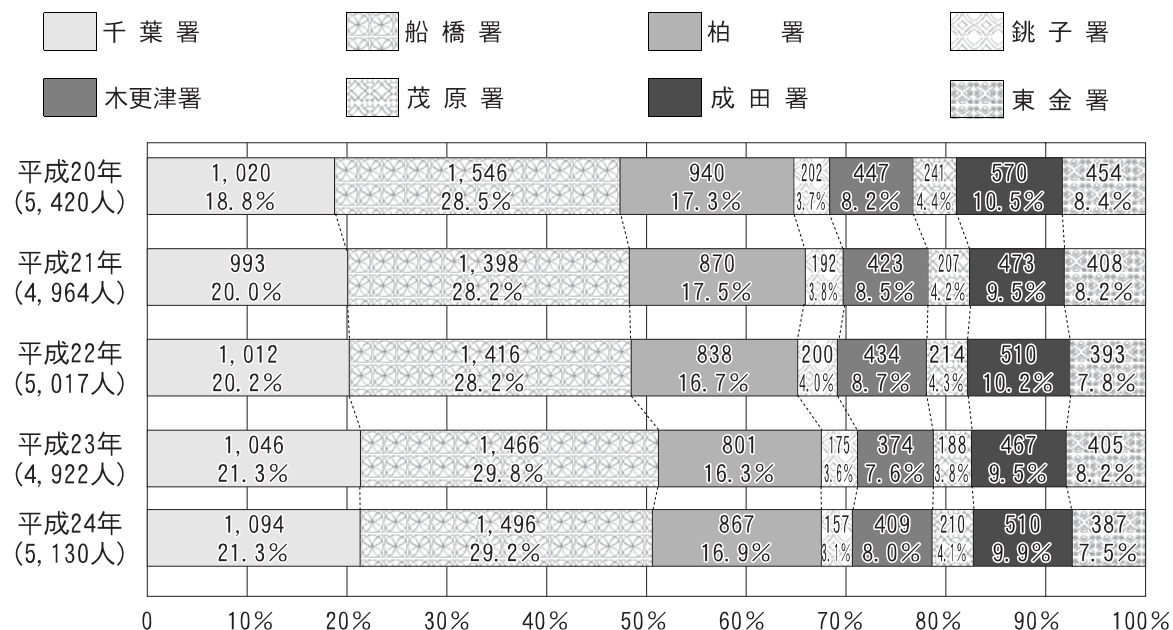
(注) 運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

7

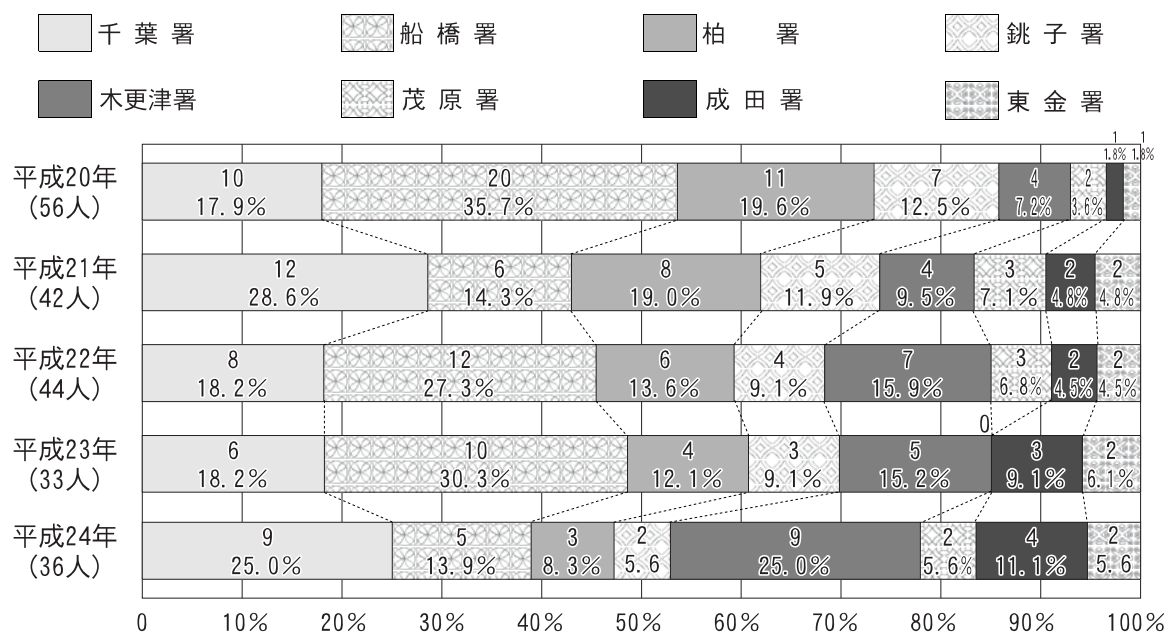
監督署別の労働災害発生状況

死傷災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で全体の2／3以上の労働災害が発生しています。

1. 死傷災害



2. 死亡災害

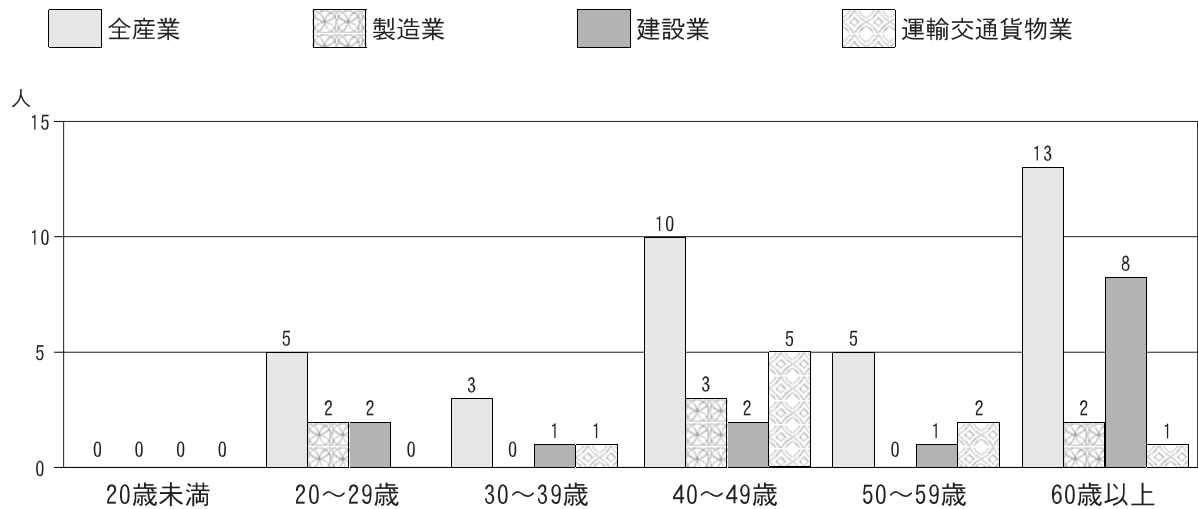


8

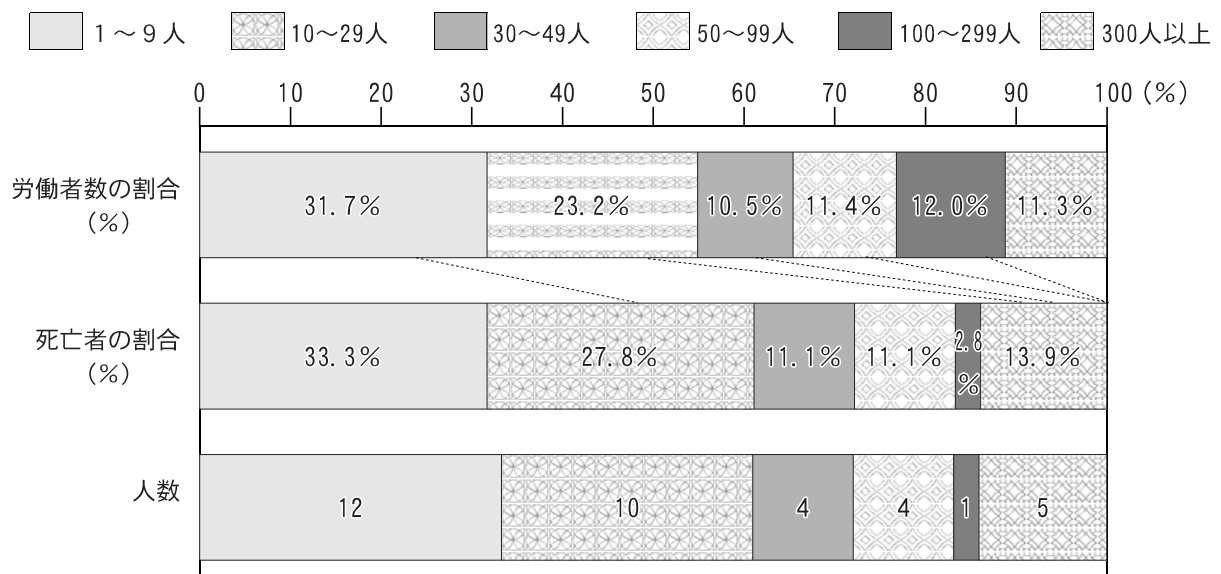
高齢者・中小企業に多い死亡災害

全産業では、50歳以上の死亡者数が約44.4%を占めています。事業場規模別では労働者50人未満の中小企業で約72.2%を占めています。小規模事業場や高年齢労働者に重篤な災害が比較的多く発生しています。

(1) 年 齢 別



(2) 事 業 場 規 模 別



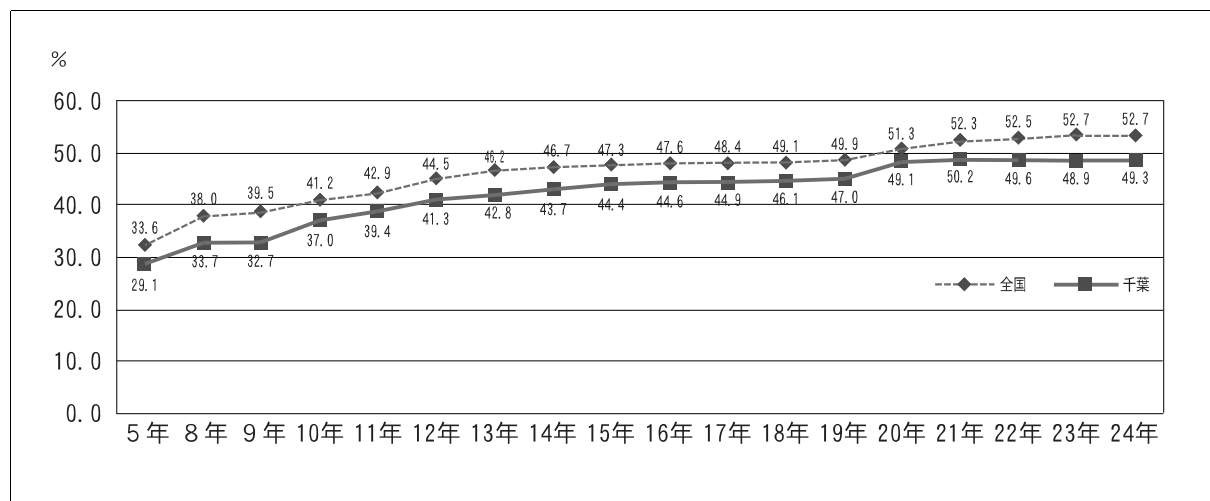
(注) 経済センサス-基礎調査（平成21年）に基づき算出

9

依然として増加傾向の有所見率

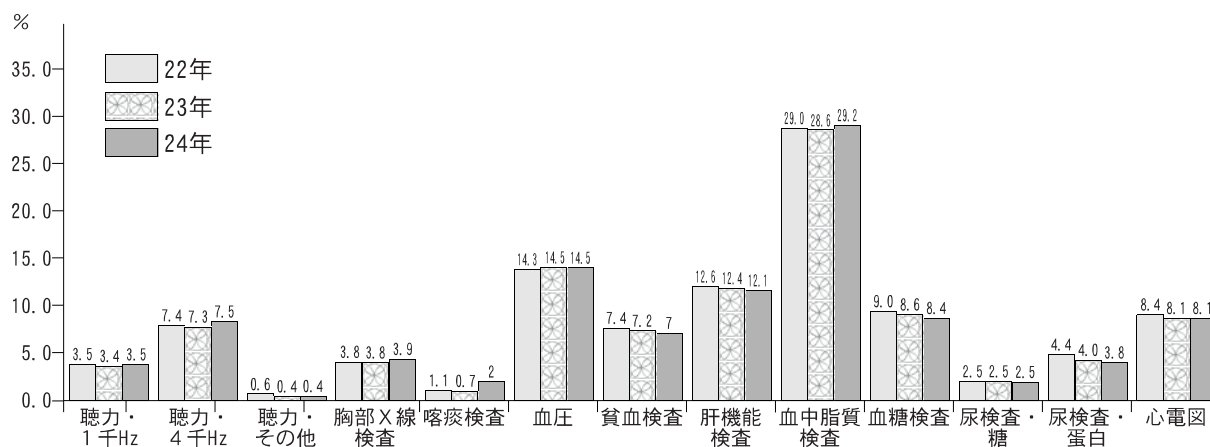
1. 定期健康診断結果有所見率の推移

全国的には有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるため、有所見率の改善に向けた取組が求められます。

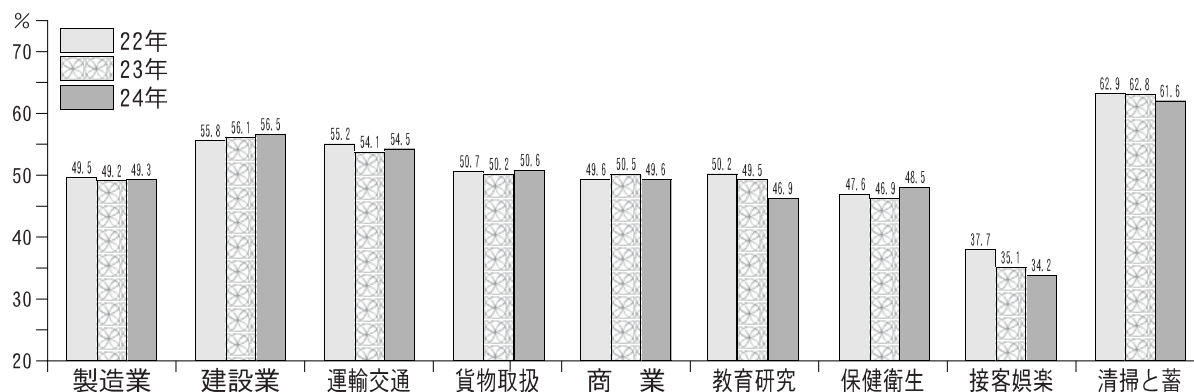


2. 項目別有所見率

血中脂質検査、血圧検査、肝機能検査に高い所見が見受けられます。

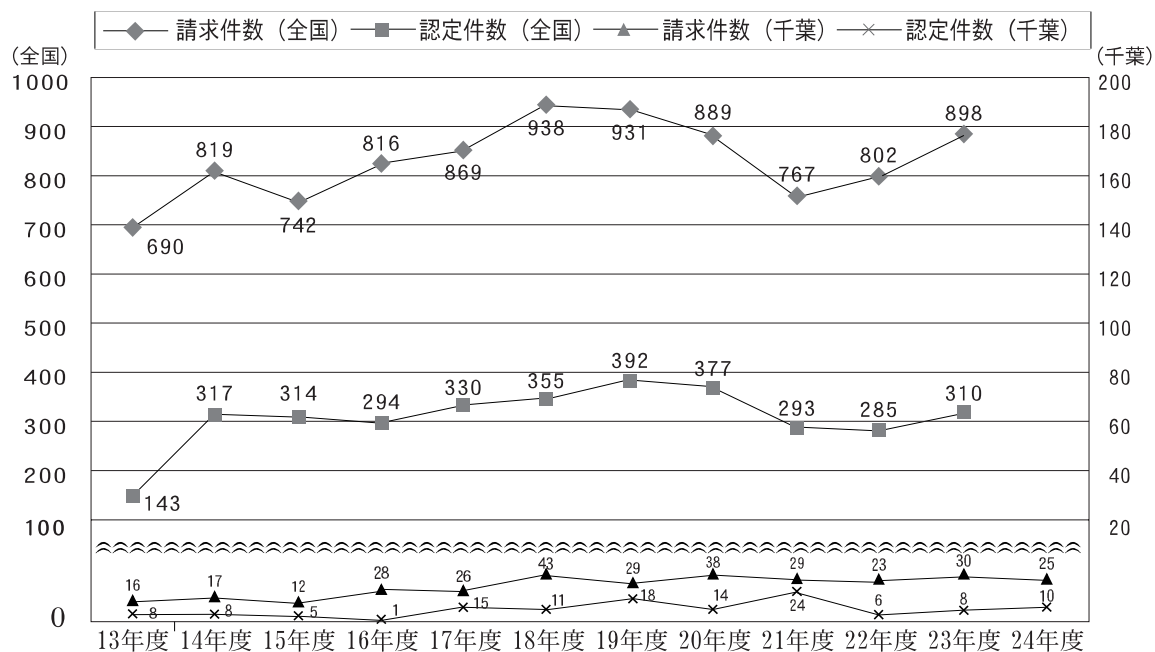


3. 業種別有所見率



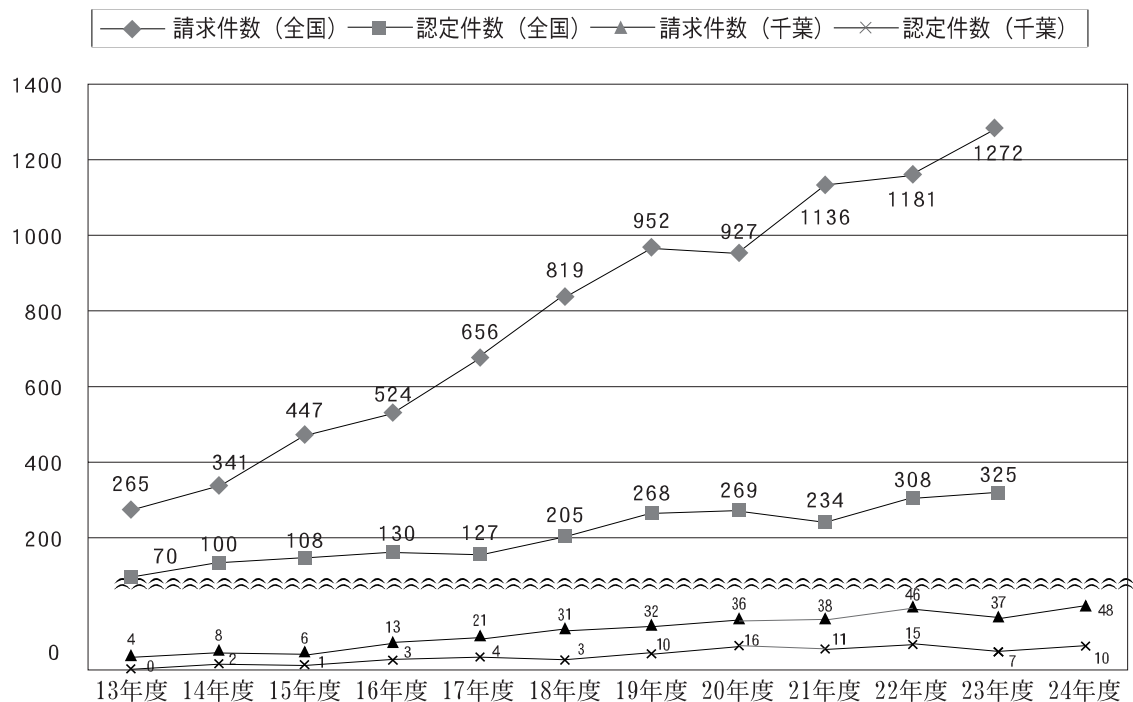
10 高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等

1 脳血管疾患及び虚血性心疾患の推移（「過労死」等の労災補償の推移）



注）認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

2 精神障害等の労災補償の推移



注）認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

1. 製造業

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	7 月	造 船 業	爆発	船内での配管の交換作業において、ガス溶接機を使用して作動油を通す配管のフランジボルトの溶断作業を行っていたところ、「ボン」と言う爆発音とともに煙が船内からあがった。
2	7 月	そ の 他 の 金属製品製造業	はさまれ、 巻き込まれ	鉄板を延ばして巻き取る作業において、鉄板を機械へ送るためのロールに付いた付着物の除去のため、機械に近づいたところ、ロールに巻き込まれた。
3	9 月	そ の 他 の 食 料 品 製 造 業	はさまれ、 巻き込まれ	パレタイザー（空パレットの送り込みから積み上げた荷を包装するまでの機械設備）の動作中、自動でコンベアから送られてきた空パレットの位置を直すため、安全柵から設備内に立ち入り、所定の位置に直そうとしたところ、降下したフレームと設備の一部との間にはさまれた。
4	12月	鋳 物 業	墜落、転落	メンテナンス作業において、高さ22メートルまで上昇させたゴンドラの扉から手すり付きステップをおろし、炉頂部に設置されている扉を押し開けて屋上に出ようとしたところ、扉に門がかかって開かず、その直後、落下したような音がし、炉底で倒れているところを発見された。
5	12月	製 鉄・製 鋼・ 圧 延 業	有害物等との接触	原料投入工程の窒素が供給される設備内で、ダンパーが動作不良を起こしたための点検整備において、設備の点検口に上半身を入れた状態で倒れているところを発見された。

2. 建設業（土木工事関係）

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	6 月	港湾海岸工事業	はさまれ、 巻き込まれ	クレーン台船上でスパット（船体の移動を防止するため船体から海底に突き立てる柱）を固定している鉄板Aの位置を変える作業において、鉄板Aの上部に新たに鉄板Bを取り付けた後に鉄板Aを外したところ、スパットが落下し、鉄板Bと台船床との間に頭部をはさまれた。
2	7 月	土 地 整 理 土 木 工 事 業	はさまれ、 巻き込まれ	擁壁造成工事現場において、丁張の解体作業中、ブロックを運搬していたドラグショベルに轢かれた。
3	7 月	道路建設工事業	墜落・転落	資材置場の屋根の点検作業において、伸縮する移動ハシゴをたてかけて屋根上に上がったが、仰向けに倒れている状態で発見された。

3. 建設業（建築工事関係）

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	1 月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋 建 築 工 事 業	墜落・転落	老人ホーム新築工事において、建設用リフト及び当該リフト回りの外部足場解体作業をしていたところ、高さ10.65メートルある足場6段目から墜落した。
2	2 月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋 建 築 工 事 業	墜落・転落	建設中の清掃工場屋上にベンチレーターを設置する工事において、ベンチレーター内部の溶接後の錆止めを行う作業をしていたところ、ベンチレーター内部の開口部から約14メートル下に墜落した。
3	2 月	建築設備工事業	飛来・落下	給食場にある簡易リフトの昇降用ワイヤロープの交換作業において、搬器を固定していた台付ワイヤを取り外し、約20センチメートル下降させたところ、昇降用ワイヤロープが取付ボルトから脱落したため、搬器がピット内にいた被災者に落下した。
4	3 月	木造家屋建築 工 事 業	墜落・転落	木造住宅建築工事において、2階バルコニー上にて外壁張り作業を行っていたところ、バルコニーの端から3.9メートル下に墜落した。

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
5	3月	そ の 他 の 建 築 工 事 業	墜落・転落	遊具の設置工事において、遊具の屋根を固定するため、高さ1メートル60センチメートルの作業面で、インパクトレンチでボルトの増締め作業を行っていたが、地面で横たわっている状態で発見された。
6	3月	そ の 他 の 建 築 工 事 業	墜落・転落	炉の改修工事における炉周りのデッキ設置作業において、完全に固定されていないデッキ上で作業を行っていたところ、デッキが約6メートル落下したことから、墜落した。
7	5月	そ の 他 の 建 築 工 事 業	はさまれ、 巻き込まれ	自動倉庫の地震対策工事において、工事最終日、片付け及び床清掃が終了し、被災者はスタックークレーンを定位置に戻すため、運転台にて半自動運転で原点復帰の操作を行ったが、その後、ラックとスタックークレーンとの間に頭部及び胸部を挟まれている状態で発見された。
8	8月	そ の 他 の 建 築 工 事 業	感電	ガス配管支柱の補修塗装作業において、ガス配管支柱に設置されていた電気ケーブルの電路に接触した。
9	11月	木 造 家 屋 建 築 工 事 業	墜落・転落	上棟式準備作業において、幅12センチメートルの梁から約4メートル下に墜落した。
10	11月	鉄 骨・鉄 筋 コンクリート造 家屋建築工事業	墜落・転落	建屋のトップライト（格子状にガラスがはめられた明かり取り）破損により交換されたガラス枠周りのコーキング作業において、手元作業のためトップライト上に上ったところ、ガラスを踏み抜き、5.8メートル下に墜落した。

4. 建設業（その他の建設業）

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	9月	その他の建設業	墜落・転落	鉄骨造建築物の解体作業現場において、午後の作業準備をしていたところ、2階の階段開口部から3メートル下に転落した。

5. 運輸交通貨物業

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	1月	一 般 貨 物 自動車運送業	交通事故 (道路)	トレーラーで首都高速を走行中、右カーブを曲がりきれず左車線側のガードレールに衝突し、トレーラーが横転した。
2	1月	一 般 貨 物 自動車運送業	交通事故 (道路)	社命で資格取得のための講習を受講後に原動機付自転車で帰宅する途中、交差点を直進したところ、反対からの右折車と衝突した。
3	4月	一 般 貨 物 自動車運送業	交通事故 (道路)	トラックを運転中、交差点で右折しようとした対向車の乗用車と衝突し、トラックは弾みで道路左側の信号柱に衝突した。
4	4月	一 般 貨 物 自動車運送業	交通事故 (道路)	荷主先へ運搬中、運搬先への道路を曲がり損ねたため、車輛後方で後退の状況を確認していたところ、後退してきた車輛と電柱との間に挟まれた。
5	5月	一 般 貨 物 自動車運送業	交通事故 (道路)	トラックを運転中、赤信号で停車していたトレーラーが青信号に変わり動き始めたところへ、自車が追突した。
6	7月	陸上貨物取扱業	激突され	駐車場から事業場に向かう歩行中、横断歩道上で、右折してきたトラックにはねられた。
7	8月	一 般 貨 物 自動車運送業	墜落、転落	アルミ製のトラス状部材を積んだトラック荷台のシート外し作業において、畳んだシートを積荷上から地面に投げ下ろそうとした際、バランスを崩して、シートと共に約3.4メートル下の歩道に墜落した。
8	8月	一 般 貨 物 自動車運送業	墜落、転落	建設現場への乗り入れ待ち中、ダンプトラックの荷台へ移動中、または運転席から下りようとして墜落した。
9	9月	一 般 貨 物 自動車運送業	崩壊、倒壊	作業員Aが建設現場に使用する窓ガラスをトラックから荷降ろしする作業において、トラック脇にいた被災者にガラスが荷崩れした。

6. その他の業種

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	1 月	その他の卸売業	飛来・落下	荷を事業場内に保管する作業において、フォークリフトで荷を積荷の上に積み上げようとしたが、荷が積荷に当たったため、荷は一旦下ろし、積荷の付近で荷の手直し作業をしていたところ、積荷の一部が落下し、作業者に激突した。
2	1 月	そ の 他 の 廃 棄 物 処 理 業	有害物との 接触	作業フロアの開口部を塞ぐ蓋が完全に閉まっておらず、その蓋の角に足を乗せたところ、蓋が反転し、フロア下方の汚泥槽に墜落した。
3	2 月	農 業	崩壊、倒壊	立木の伐採作業において、チェーンソーを用いて伐木をしていたところ、落下した伐採木から張り出した枝に激突され体勢を崩し、約5メートルのはしご上から墜落した。
4	3 月	港 湾 荷 役 業	はさまれ、 巻き込まれ	クレーンの始業前点検において、横行中に異音が生じたため状況確認を行っていたところ、トロリ上のデッキ手すりとはワイヤロープ干渉防止用ガイドローラーに挟まれた。
5	8 月	その他の卸売業	激突	構内運搬車を運転中、半開き状態のシャッターに激突した。

12 資 料

事故の型分類コード

分類 番号	分類項目	説 明
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。 交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。 プレス of 金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類 番号	分類項目	説 明
11	高温・低温の 物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 (高温の場合) 火災、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 (低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならび に高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 (起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これら が接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる 場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっ てもここに分類する。 (起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類 する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質 が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類 する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かきを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 (起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合において は火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故 (道路)	(道路) 交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故 (その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故を いう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞ れ該当項目に分類する。
19	動作の反動 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさ せたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してす じをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作 等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起 因 物 分 類 コード 表

分類番号			分類番号	分類番号			分類番号	
大	中	小		大	中	小		
1 動力機械	11	111	原動機	3 その他の装置	31 圧力容器	311	ボイラー	
	12	121	動力伝導機構			312	圧力容器	
	13 木材加工用機械	131	丸のこ盤			319	その他の圧力容器	
		132	帯のこ盤		32	321	化学設備	
		133	かんな盤		33 溶接装置	331	ガス溶接装置	
		134	角のみ盤、木工ボール盤			332	アーク溶接装置	
		135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤			339	その他の溶接装置	
		136	チェーンソー		34 炉等窯	341	炉 窯	
		139	その他の木工用機械			342	乾燥設備	
	14 建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械			349	その他の炉窯等	
		142	掘削用機械		35 電気設備	351	送配電線等	
		143	基礎工事用機械			352	電力設備	
		144	締固め用機械			359	その他の電気設備	
		145	解体用機械		36 人力機械 工具等	361	人力クレーン	
		146	高所作業車			362	人力運搬	
		149	その他の建設用機械			363	人力機械	
	15 金属加工用機械	151	旋盤			364	手工具	
		152	ボール盤、フライス盤		37 用具	371	はしご等	
		153	研削盤、バフ盤			372	玉掛用具	
		154	プレス機械			379	その他の用具	
		155	鍛圧ハンマー		39	391	その他の装置、設備	
		156	シャー	4 仮設物、建築物、構築物等		41 仮設物 建築等 構築物等	411	足場
		159	その他の金属加工用機械				412	支保工
	16 一般動力機械	161	遠心機械		413		階段、棧橋	
		162	混合機、粉碎機		414		開口部	
		163	ロール機(印刷ロール機を除く)		415		屋根、はり、もや、けた、合掌	
		164	射出成型機		416		作業床、歩み板	
		165	食品加工用機械		417		通路	
		166	印刷用機械		418		建築物、構築物	
		167	産業用ロボット		419		その他の仮設物、建築物、構築物等	
		169	その他の一般動力機械		511		爆発性の物等	
2 物上げ装置、運搬機械	21 動力クレーン等	211	クレーン	5 物質・材料	51 危険物 有害物等	512	引火性の物	
		212	移動式クレーン			513	可燃性のガス	
		213	デリック			514	有害物	
		214	エレベータ・リフト			515	放射線	
		215	揚貨装置			519	その他の危険物、有害物等	
		216	ゴンドラ		52 材料	521	金属材料	
		217	機械集材装置、運材索道			522	木材、竹材	
		219	その他の動力クレーン等			523	石、砂、砂利	
	22 動力運搬機	221	トラック			529	その他の材料	
		222	フォークリフト	6 荷	61 荷	611	荷姿のもの	
		223	軌道装置			612	機械装置	
		224	コンベア	7 環境等	71 環境等	711	地山、岩石	
		225	ローダー			712	立木等	
		226	ストランドルキャリア			713	水	
		227	不整地運搬車			714	異常環境等	
		229	その他の動力運搬機			715	高温、低温環境	
	23 乗物	231	乗用車、バス、バイク			716	その他の環境等	
		232	鉄道車両	9 その他	91	911	その他の起因物	
		239	その他の乗り物			92	921	起因物なし
		99	999			分類不能		

千葉労働局 第12次労働災害防止計画の概要

I 労働災害防止計画

○労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画

○第12次労働災害防止計画の期間：平成25年度～平成29年度

II 労働災害をめぐる動向

○死亡者数：平成15年67人→平成24年36人

○死傷者数：平成15年5,182人→平成24年5,130人

III 第12次労働災害防止計画の目標

(1) 死亡者数

- ① 全業種について、対平成24年比で15%以上減少させること。
- ② 製造業について、対平成24年比で5%以上減少させること。
- ③ 建設業について、対平成24年比で20%以上減少させること。

(2) 死傷者数

- ① 全業種について、対平成24年比で15%以上減少させること。
- ② 小売業について、対平成24年比で20%以上減少させること。
- ③ 社会福祉施設について、対平成24年比で10%以上減少させること。
- ④ 飲食店について、対平成24年比で20%以上減少させること。
- ⑤ 陸上貨物運送事業について、対平成24年比で10%以上減少させること。

IV 第12次労働災害防止計画の概要

1 重点とする業種対策

- (1) 製造業対策 (2) 建設業対策 (3) 小売業対策 (4) 社会福祉施設対策
- (5) 飲食店対策 (6) 陸上貨物運送事業対策

2 業種横断的な労働災害防止対策

- (1) リスクアセスメントの促進と危険性・有害性情報の適切な伝達・提供
- (2) 安全衛生管理活動の見直し対策
- (3) 高年齢労働者対策
- (4) 非正規労働者対策
- (5) 福島原発事故を受けた対応

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

- (1) メンタルヘルス対策 (2) 過重労働対策 (3) 化学物質による健康障害防止対策
- (4) 熱中症対策 (5) 受動喫煙防止対策

4 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

- (1) 専門家と労働災害防止団体の活用
- (2) 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

5 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- (1) 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
- (2) 労働災害防止に向けた国民全体の安全、健康意識の高揚、危険感受性の向上